

お知らせ（令和6年6月28日）
阪神国際港湾株式会社
大阪事業部 矢野・荒木 TEL：06-6615-7228

大阪港におけるヒアリの確認について

令和6年6月25日(火)に大阪港のコンテナヤード内で確認されたアリについて、専門家による同定の結果、要緊急対処特定外来生物ヒアリ(*Solenopsis invicta*)であることが確認されましたので、お知らせします。

本件は、環境省が毎年実施している定期的な全国港湾調査において、ヒアリの働きアリ約550個体が確認されたものです。

■ 経緯

- 6/25(火) 環境省が実施する全国港湾調査の大阪港での調査において、調査事業者がコンテナヤード上で、ヒアリと疑わしいアリ約50個体を確認。確認場所周辺に殺虫餌(ベイト剤)を設置。環境省が専門家に同定を依頼。
- 6/26(水) 環境省及び港湾管理者が実施した追加の現地調査において、コンテナヤード上でヒアリと疑わしいアリ約500個体が舗装の継ぎ目から出入りしていることを確認。確認場所周辺に殺虫餌(ベイト剤)を設置。
- 6/28(金) 環境省から依頼を受けた専門家が、当該アリについてヒアリであることを確認。

■ 今回確認されたヒアリについて

確認されたアリは、ヒアリの働きアリ約550個体です。

■ 対応状況

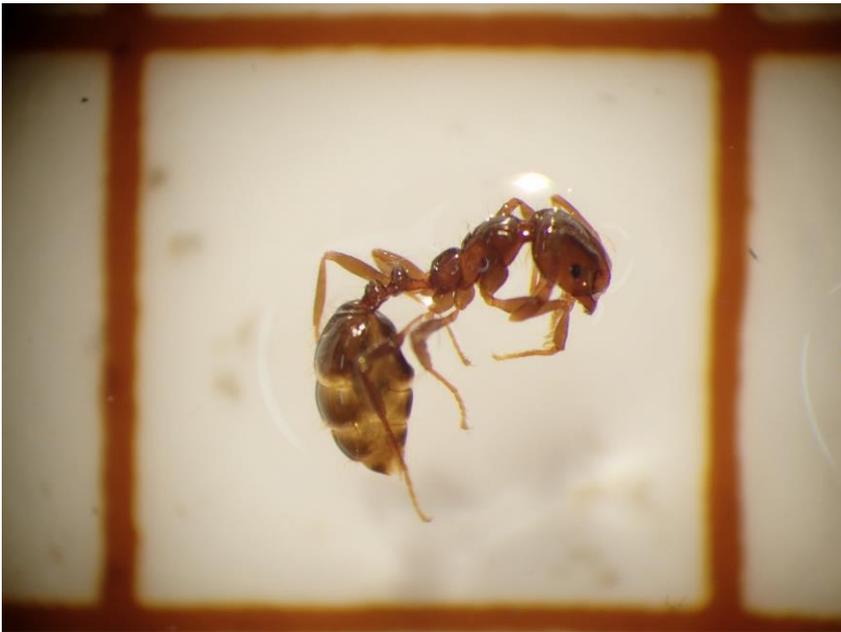
環境省は引き続き、発見場所において目視やトラップによる調査及び防除を、大阪府・大阪市等と協力して実施し、定着防止の取組を進めます。また、今後環境省において、確認地点及び周辺におけるモニタリングを実施予定です。

なお、「ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）に係る対処指針を定める件（令和5年国土交通省・環境省告示第1号）」を踏まえ、環境省 近畿地方環境事務所から関係機関に対して、改めて以下を依頼しています。

- ・ 今回ヒアリの確認があったことから、当該コンテナヤード及びその周辺の点検等を適宜実施すること。

- ・ ヒアリやアカカミアリを含むヒアリ類と疑わしいアリをコンテナや積荷で確認した場合は、密閉等により逸出を防ぎ、速やかに環境省に連絡すること。
- ・ ヒアリ類の疑いがある場合には、外来生物法に基づき、環境省からコンテナや積荷等の移動制限又は移動禁止の命令が出される場合があること及びヒアリ類と同定後には当該コンテナや積荷等の消毒又は廃棄の命令が出される場合があることに留意すること。
- ・ 今後、環境省等が実施する調査に協力すること。

■ 今回確認されたヒアリ



情報提供：環境省